

浜松市佐久間協働センター外 3 施設における市民等の複写機及び印刷機の利用に関する事務取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、市民等の複写機及び印刷機の利用並びに浜松市協働センターにおける地域活動団体の認定に関する要綱及び浜松市ふれあいセンターにおける地域活動団体の認定に関する要綱により認定された地域活動団体（以下「地域活動団体」という。）の複写機及び印刷機（以下「複写機等」という。）の利用に関する事項について必要な事項を定めるものとする。

(対象の複写機等)

第 2 条 対象の複写機等は、浜松市協働センター条例（平成 24 年浜松市条例第 74 号）に規定する浜松市佐久間協働センター並びに浜松市ふれあいセンター条例（平成 24 年浜松市条例第 75 号）に規定する浜松市浦川ふれあいセンター、浜松市山香ふれあいセンター及び浜松市城西ふれあいセンター（以下「佐久間協働センター等」という。）に設置する別表第 1 の複写機等とする。

(対象者)

第 3 条 複写機等の利用の対象者は、複写機の利用を必要とする者及び市が提供した行政資料等を複写するために複写機等の利用を必要とする者並びに複写機等の利用を必要とする地域活動団体とする。

(申請の手続等)

第 4 条 複写機等の利用を希望する者は、様式第 1 号による複写機等使用申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、第 3 条の利用の対象者であった場合は、複写機等の利用を認めるものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、複写機又は印刷機の利用を拒否又は中止することができる。

(1) 大量の複写等で市の通常業務への支障があるとき

(2) 営利を目的とするとき

(3) 著作権等を侵害するおそれがあるとき

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、公共的な活動を目的としないもの。

3 本条第 1 項の申請により複写機等を利用させた場合は、浜松市会計規則（昭和 39 年浜松市規則第 7 号）第 47 条又は第 47 条の 3 に基づき、領収書又は領収証書を発行するものとする。

4 市長は、必要と認める場合は、申請者に対し申請書の目的について説明を求めることができる。

(費用の負担)

第 5 条 複写機等の利用に要する費用は、別表第 2 のとおりとする。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 浜松市協働センター管理要綱第10条及び浜松市ふれあいセンター管理要綱第8条の規定にかかわらず、対象施設での事務取扱はこの要領による。

別表第1（第2条関係）

施設名称	対象の複写機
浜松市佐久間協働センター	複写機、印刷機
浜松市浦川ふれあいセンター	複写機
浜松市山香ふれあいセンター	複写機
浜松市城西ふれあいセンター	複写機

別表第2（第5条関係）

種別	内容	サイズ等	単位	金額
複写機	モノクロ	A3サイズ以下・片面	1枚	10円
	カラー	A3サイズ以下・片面	1枚	50円
印刷機	原紙	A3サイズ以下	1枚	100円
	インク（用紙持込）	A3サイズ以下	1枚	0.5円

備考

- 1 1円未満は切り捨てとする。
- 2 両面を利用した場合は2枚分とする。
- 3 印刷機は用紙持ち込みの場合のみ使用できるものとする。

様式第 1 号

複写機等使用申請書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

1 申請目的 地域活動団体資料 窓口関係資料 自治会資料
その他 ()

2 申請内容

申込団体名				氏 名		
住 所						
種 別	内 容	サイズ	単 価	枚数(枚)	金額(円)	
複写機	モノクロ	A3・A4・	片面 1 枚 10 円			
	カラー	A3・A4・	片面 1 枚 50 円			
印刷機	原紙 (製版回数)	A3・A4・	1 枚 100 円			
	インク (用紙持込)	A3・A4・	1 枚 0.5 円 (1 円未満切り捨て)			
合 計						
				領収書・領収証書 ()	確認者 印	
				納入通知書 ()		